

添付書類

添付書類は次のとおりとする。ただし、現況実測平面図、印鑑証明書、土地登記簿謄本を除き原本の写しで処理することができる。なお、土地沿革調書、法務局備付地図（地籍図）及び地積測量図（分筆図）は調査した法務局名及び年月日を記入し、調査者が署名捺印したものに限る。

1. 申請者の住所、氏名が土地登記簿謄本の記載事項と同一の場合
 - (1) 申請者が個人の場合は印鑑証明書、法人の場合は代表者の資格証明書及び印鑑証明書
 - (2) 申請者の土地登記簿謄本及び対側土地相隣地土地の土地調書、ただし、申請地が数回にわたって分（合）筆されている土地で土地登記簿謄本で確認が困難な場合は、土地沿革調書
 - (3) 申請地及び周辺の地番を表示した法務局備付地図（地積図）の写し、ただし、土地登記簿謄本に分筆されている土地で法務局備付地図（地積図）が手入れされていないときは、地積測量図（分筆図）の写し
 - (4) 申請地の現況実測平面図（縮尺1/300以上）、横断面図（縮尺1/100以上）各一部、ただし、図面は測量者の氏名、資格登録番号を記入捺印したもの
 - (5) 最寄駅から申請地に到る見取り図
2. 申請者の住所、氏名が土地登記簿謄本の記載事項と異なる場合、1の添付書類以外に次の書類を添付する。
 - (1) 戸籍謄本等
土地登記簿謄本に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手續きがなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続人系図、及び遺産相続分割協議書並びに相続人全員の印鑑証明書及び住民票
 - (2) 住民票等
土地登記簿謄本記載の土地所有者の住所が、現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、戸籍の附表、商業登記簿謄本等）
3. その他
 - (1) 申請作成、受領が代理人の場合委任状添付のこと。
 - (2) 印鑑証明書並びに土地登記簿謄本の証明月日が3ヶ月以上経過した場合は新たに添付すること。